○柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例

平成１７年３月２１日

条例第１１３号

改正　平成１８年３月１６日条例第４号

平成１８年９月２５日条例第３６号

平成２０年３月１１日条例第４号

平成２０年６月１８日条例第２２号

平成２３年１２月８日条例第１０号

平成２５年３月５日条例第２号

平成２６年１２月１５日条例第３１号

平成２７年３月５日条例第３号

平成２８年７月５日条例第２２号

平成３０年６月２１日条例第１５号

令和２年１２月２５日条例第３０号

（目的）

第１条　この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１１条第１項第２号及び知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１１条第１項第２号の規定により重度の知的障害者と判定された者

⑵　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する者

⑶　児童福祉法第１１条第１項第２号及び知的障害者福祉法第１１条第１項第２号の規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の３級に該当する者

⑷　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生

省保健医療局長通知別紙）の１級に該当する者

２　この条例において「保護者」とは、柳川市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護する者をいう。

３　この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1)　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

(2)　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

(3)　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

(4)　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

(5)　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

(6)　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

(7)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）

４　この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

５　この条例において「６５歳未満の者」とは、６５歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。

６　この条例において「６５歳以上の者」とは、６５歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。

７　この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

（対象者）

第３条　この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。

(1)　柳川市の区域内に住所を有する３歳に達する日の属する月の翌月からの者であること。

(2)　医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。ただし、６５歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第１項各号に規定する被保険者であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）により保護を受けている者

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）により医療支援給付を受けて

いる者

(3)　重度障害者の前年の所得（１月から９月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号）第７条に規定する額を超えるときの当該重度障害者

(4)　重度障害者の配偶者又は民法第８７７条第１項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第２条第２項に規定する額以上（当該重度障害者が１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある場合にあっては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第１条に規定する額以上）であるときの当該重度障害者

(5)　第３号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第４条及び第１２条第４項において読み替えて準用する第５条の規定により算出した額とする。ただし、第１２条第４項において読み替えて準用する第５条第１項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

(6)　第４号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第４条及び第５条（当該重度障害者が１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第２条及び第３条）の規定により算出した額とする。

（重度障害者医療費の支給）

第４条　市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1)　入院の場合　１日につき５００円とし、１月につき１万円（１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者は、１月につき３，５００円）を限度とする。ただし、低所得者は、１日につき３００円とし、１月につき６，０００円（１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者は、１月につき２，１００円）を限度とす

る。

(2)　前号に規定するもの以外の場合（６５歳以上の重度障害者を除く。）　１月につき５００円。ただし、自己負担分相当額が５００円に満たない額のときは、当該額とする。

２　歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は別の医療機関とみなす。

３　第１項の規定にかかわらず、第２条第１項第４号に規定する者（１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

４　第１項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

（受給資格の申請及び認定）

第５条　重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年１０月１日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

２　前項の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、柳川市子ども医療費の支給に関する条例（平成１７年柳川市条例第１０６号。以下「柳川市子ども医療費支給条例」という。）の受給資格を有しない。

（重度障害者医療証の交付）

第６条　市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

２　重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、柳川市子ども医療費支給条例第６条の規定に基づき、子ども医療証を交付されていた者は、重度障害者医療証の交付と引き換えに子ども医療証を市長に返納しなければならない。

３　市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第１項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

（重度障害者医療証の提出）

第７条　重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保

険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

（支給の方法）

第８条　市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

２　前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

３　市長は、重度障害者が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第１項の方法により難いと認めたときは、第１項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

（届出義務）

第９条　受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第１０条　市長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第１１条　市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第１２条　重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（障害者施設等に入所した場合の特例）

第１３条　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、柳川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第６項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第１７項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第２８項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、柳川市が行う重度障害者医療費の支給対

象者とする。

２　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第２項に規定する指定発達支援医療機関（以下「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、柳川市の区域内に住所を有していたと認められるものは、柳川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年３月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年柳川市条例第２３号）、大和町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年大和町条例第１６号）又は三橋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年三橋町条例第２４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年３月１６日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の条例第１２条の規定は、平成１８年４月１日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年９月２５日条例第３６号）

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月１１日条例第４号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年６月１８日条例第２２号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２０年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

改正後の柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第２項第２号の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の条例第５条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して障害者医療証を交付することができる。

附　則（平成２３年１２月８日条例第１０号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月５日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）、第２条の規定、第３条の規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）、第４条の規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）及び第５条の規定（第１条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月１５日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年３月５日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年７月５日条例第２２号）抄

（施行期日等）

１　この条例は、平成２８年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

５　第３条の規定による改正後の柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る重度障害者医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年６月２１日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年１２月２５日条例第３０号）抄

（施行期日等）

１　この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費及び重度障害者医療費から適用する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

３　市長は、附則第１項の規定にかかわらず、施行日前においても、第２条の規定による改正後の柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例第５条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。